

# 長崎市特定建設工事共同企業体実施要綱

〔平成9年3月3日  
告示第59号〕

改正 平成18年3月29日告示第197号  
平成20年8月20日告示第608号  
平成22年3月19日告示第142号  
平成22年5月11日告示第318号  
平成29年2月22日告示第130号  
平成31年3月27日告示第159号  
令和元年9月25日告示第571号  
令和2年4月28日告示第59号  
令和3年3月25日告示第198号  
令和5年5月30日告示第293号  
令和8年3月3日告示第116号

(目的)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事で、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として建設業者が連帯してその建設工事ごとに結成する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）について、長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号。以下「規則」という。）、長崎市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和55年8月1日施行。以下「選定要綱」という。）及び長崎市建設工事等制限付一般競争入札実施要綱（平成14年長崎市告示第184号。以下「入札実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事)

第2条 共同企業体による施工対象工事は、大規模かつ技術的難度の高い建設工事であり、橋梁、トンネル、ダム、漁港、道路、下水道等の土木構造物及び建築物等の施設又は工作物に関する建設工事（以下「工事」という。）で、市長が必要と認めるものとする。

(工事の施工)

第3条 工事施工方式は、共同施工方式（甲型）とする。

(共同企業体の数)

第4条 指名競争入札において、参加できる共同企業体の数は、市長が別に定めるものとする。

(共同企業体の入札参加資格)

第5条 共同企業体を構成する建設業者（以下「構成員」という。）の入札参加者は、選定要綱第11条の規定に基づき、有資格業者名簿に登録されている者でなければならない。

2 入札実施要綱第3条第1項第7号の規定にかかわらず、同一共同企業体の構成員については、資本・人的関係（共同企業体の一構成員の代表者（入札・契約締結権限を有する受任者（以下「受任者」という。）を含む。）を含む。）が、同一の共同企業体の他の構成員の代表者（受任者を含む。）を兼ねている場合を除く。）がある2者以上の者が含まれることを妨げない。

3 構成員は、市長が別に定める場合を除き、それぞれの入札実施要綱第3条第1項第8号に規定する工事種別の区分ごとに、同号に規定する予定価格（第8条に規定する出資比率の1構成員当たりの最小限度基準を勘案し、構成員ごとに市長が別に定める割合を乗じた額をいう。）に応じ、それぞれ同号に規定する総合数値等を満たす者でなければならない。

4 構成員は、建築業法（昭和24年法律第100号）第15条に規定する特定建設業の

許可を受けている者でなければならない。

(共同企業体の構成)

第6条 共同企業体の構成は、共同施工を確保し、効果的活用及び運営上の責任の明確化を図るため2ないし3社をもって一共同企業体とする。ただし、対象工事の規模又は内容により市長が特別に認める場合はこの限りでない。

2 共同企業体を構成する場合、一の構成員は、同一工事について2以上の共同企業体を構成できないものとする。

3 共同企業体は、工事の施工にあたって総合力が発揮でき、実質的施工能力が増大するような組合せでなければならない。

(結成方法)

第7条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(共同企業体の出資比率)

第8条 出資比率の1構成員当たりの最小限度基準は、構成員数を勘案して、次のとおり定めるものとする。

(1) 2企業構成の場合 30%以上

(2) 3企業構成の場合 20%以上

(申請)

第9条 共同企業体を結成した構成員は、所定の申請書に特定建設工事共同企業体協定書(第1号様式。以下「協定書」という。)を添付して市長に提出しなければならない。

(資格審査及び共同企業体への通知)

第10条 共同企業体の資格審査については、別に定める。

2 市長は、前項の審査において、その結果を共同企業体の代表者に通知するものとする。

(入札書)

第11条 共同企業体の入札書には、共同企業体の代表者又はその代理人が記名しなければならない。ただし、共同企業体の構成員が当該代表者を入札代理人とする委任状を添付した場合にあっては、この限りでない。

(契約書の書式)

第12条 共同企業体との契約書(規則第1条の2第7号に規定する電子契約にあっては、当該電子契約に係る契約内容を記録した電磁的記録をいう。以下同じ。)の書式は、規則第28条第3項に定める標準書式に準拠して別に定める。

(契約の締結)

第13条 共同企業体との契約の締結に当たっては、契約書に共同企業体の代表者及び当該構成員(共同企業体の代表者たる構成員を除く。)全員が記名押印又は規則第1条の2第4号に規定する電子署名をしなければならない。

2 前項の規定により契約を締結しようとする共同企業体は、契約書に協定書を添付しなければならない。

(代表者の権能)

第14条 市長は、工事に係る請負代金の支払等契約に基づく行為については、共同企業体の代表者を相手方とするものとする。

(共同企業体編成表の提出)

第15条 市長は、共同企業体の構成員全員による共同施工を確保するため、契約の相手方となった共同企業体の代表者に共同企業体の運営委員会の委員名及び工事事務所の組織、人員配置等を記載した共同企業体編成表を提出させるものとする。

(共同企業体の存続期間)

第16条 契約の相手方となった共同企業体は、工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。

2 当該工事につき結成された共同企業体のうち、契約の相手方とならなかったものは、当該工事に係る請負契約が締結された日をもって解散されたとみなす。

(準用)

第17条 この要綱は、随意契約及び建設工事に係る業務の委託契約について準用する。この場合において、建設工事に係る業務の委託契約にあつては、第8条に規定する出資比率の1構成員当たりの最小限度基準については、対象業務の規模及び内容を勘案し、市長が必要があると認めるときは、当該最小限度基準を10%以上とすることができる。

(共同企業体の特例)

第18条 分担施工方式(乙型)による共同企業体の取り扱いについては、そのつど市長が決定する。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則(平成9年3月3日告示第59号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の長崎市建設工事共同請負実施基準の規定により入札する契約については、なお従前の例による。

(施行期日)

3 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月29日告示第197号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年8月20日告示第608号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成22年3月19日告示第142号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年5月11日告示第318号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成29年2月22日告示第130号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成31年3月27日告示第159号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月25日告示第571号)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年4月28日告示第59号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和3年3月25日告示第198号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年5月30日告示第293号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎市特定建設工事共同企業体実施要綱の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後に公告又は見積依頼を行い締結する契約について適用し、施行日以前に公告又は見積依頼を行い施行日以後に締結する契約については、なお従前の例による。

附 則(令和8年3月3日長崎市告示第116号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の次に掲げる要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

- (1) 長崎市優秀工事表彰要綱
- (2) 長崎市建設工事等制限付一般競争入札実施要綱
- (3) 長崎市物品調達等制限付一般競争入札実施要綱
- (4) 長崎市プロポーザル方式実施要綱
- (5) 長崎市オープンカウンタ実施要綱
- (6) 長崎市元請・下請関係適正化指導要綱